

津島市人権が尊重されるまちづくり条例

津島市は、昭和54年に策定した津島市総合計画において、都市づくりの基本理念の一つとして、差別をなくし、基本的人権を尊重しつつ、地方自治を確立することを掲げました。以降、人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいます。

人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、平成12年に津島市人権施策推進本部を設置しました。平成16年には津島市人権施策推進プランを策定し、市民意識や社会情勢の変化を踏まえながら、必要に応じ見直してきました。

また、これまで多くの人々の努力により、人権が尊重されるまちの実現に向けた取組が行われてきました。国においても、偏見や差別の解消のために様々な立法措置がなされています。

しかしながら、今日もなお、様々な偏見や差別（部落差別、障がい者差別、外国人差別等）が存在し、社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題（インターネットによる人権侵害等）も生じ、市民生活を脅かしています。

市、市民及び事業者が人権問題を認識し、互いの役割を理解し合い協働することにより、明るく安心して暮らせる人権が尊重されるまちを実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市が推進する人権が尊重されるまちの実現に関し、市等の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権が尊重されるまちづくりの推進に関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、あらゆる偏見や差別を解消し、全ての人の人権が尊重されるまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 人権 人が人として幸せに生きていくための何人も侵すことができない権利をいう。
- (2) 市民 市内に在住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

（市等の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、家庭、地域、学校、職場その他の様々な場において人権が尊重されるよう、人権施策を推進する責務を有する。

2 市の職員は、第1条の目的を達成するため、誠実にその職務を遂行しなければならない。

（市民の役割）

第4条 市民は、互いの人権を尊重するとともに、人権意識の向上に努めるものとする。

2 市民は、市と共に自らがまちづくりの担い手として、人権が尊重されるまちづくりの推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、人権意識の向上を図り、市と協力し、人権が尊重されるまちづくりの推進に努めるものとする。

(人権施策に関する基本計画)

第6条 市は、あらゆる偏見や差別を解消し、人権が尊重されるまちづくりを推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する事項
- (2) 人権問題に関する情報の収集及び提供に関する事項
- (3) 相談及び支援体制の整備に関する事項
- (4) その他人権が尊重されるまちづくりの推進のために必要な事項

3 市は、基本計画に基づく施策の実施状況について、毎年度公表するものとする。

4 市は、社会情勢の変化や意識調査等の結果により必要が生じたときは、基本計画を見直すものとする。

(人権施策の推進)

第7条 市は、人権施策を効果的に推進するため、5年以内ごとに意識調査等を実施し、市民の人権に対する意識や意見を把握するものとする。

2 市は、人権施策を効果的に推進するため、国、県及び関係機関との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会の設置)

第8条 人権施策に関する事項その他この条例の目的を達成するための必要な事項について審議するため、津島市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織し、学識経験者、関係団体が推薦した当該団体の代表者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(津島市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 津島市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年津島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中第51号を第52号とし、第50号の次に次の1号を加える。

51	人権施策推進審議会委員	日額	6,700円
----	-------------	----	--------